

➤ 本調査の背景

- 公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書（平成28年3月23日公文書管理委員会）において、「電子的に作成した文書は、電子媒体で保存・移管されることが効率的であると考えられるところ、諸外国の事例も踏まえ、電子中間書庫の検討をすべき」とされている。
- 内閣府が実施した平成28年度末までの調査により、電子中間書庫についてはドイツの連邦政府が検討を進めていることが明らかとなった。
- これを踏まえ、平成29年度においてドイツにおける公文書管理全般、連邦政府機関における電子文書管理及び電子中間書庫について調査した。

1. ドイツにおける公文書管理の担当機関

- 連邦文化メディア庁
 - 芸術・文化、歴史・記録等の文化政策等を所掌。
 - (下位組織) 連邦公文書館
 - 連邦政府機関の記録管理に関する監督や、中間書庫の運営、移管後の記録の保存及び利用等を実施。
- 連邦内務省〇局
 - デジタル行政、行政改革、公文書の電子化を所掌。

2. ドイツにおける公文書管理の概要

➤ 公文書管理の特徴

- 2001年に閣議決定された「記録ガイドライン」に沿って、作成・整理・保存・移管/廃棄の流れで管理が行われる。
- 常時必要とされない紙の公文書は、中間書庫への引渡しが義務づけられている。
- 評価選別は、中間書庫の段階で公文書館の手法にて行うことができる。

➤ 公文書の電子化への取り組み

- 2013年に電子政府法が施行され、電子行政実現に向けて政府全体で取り組んでいる。
- 電子政府法では、連邦政府機関は2020年1月1日をもってファイルの電子的管理を始めなければならないとしている（ただし、過去に作成した公文書についての電子化義務は課されていない）。

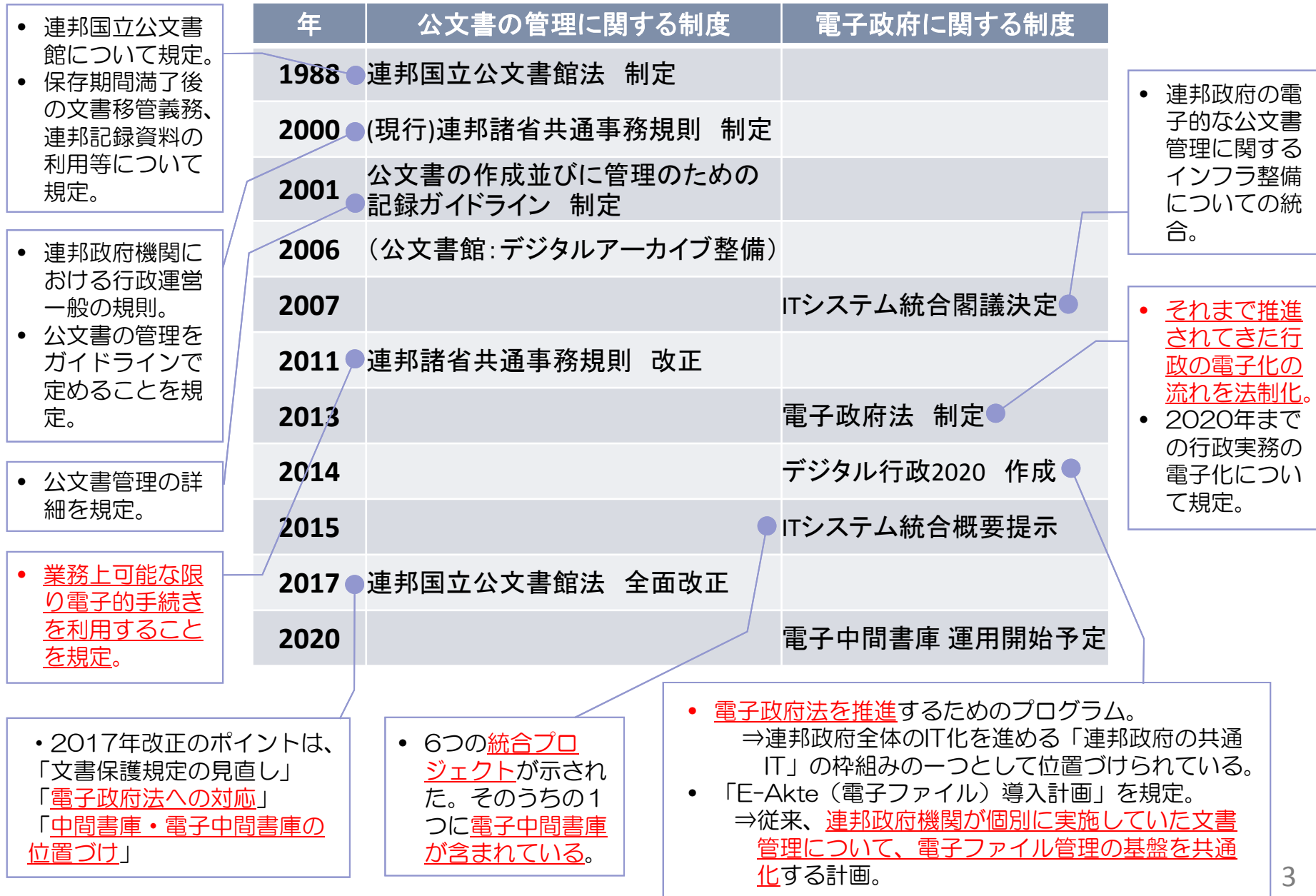
➤ 電子公文書の管理

- 共通構造のファイル形式を定め、連邦政府機関はこの形式で管理することとされている。これにより、行政内部における電子的処理の共通化を目指している。
- しかし今まで各機関で独自に管理していたものを統一するには、推進する組織づくりやインフラ整備等が必要であり、全体的に取り組みは遅れぎみである。

➤ 電子中間書庫

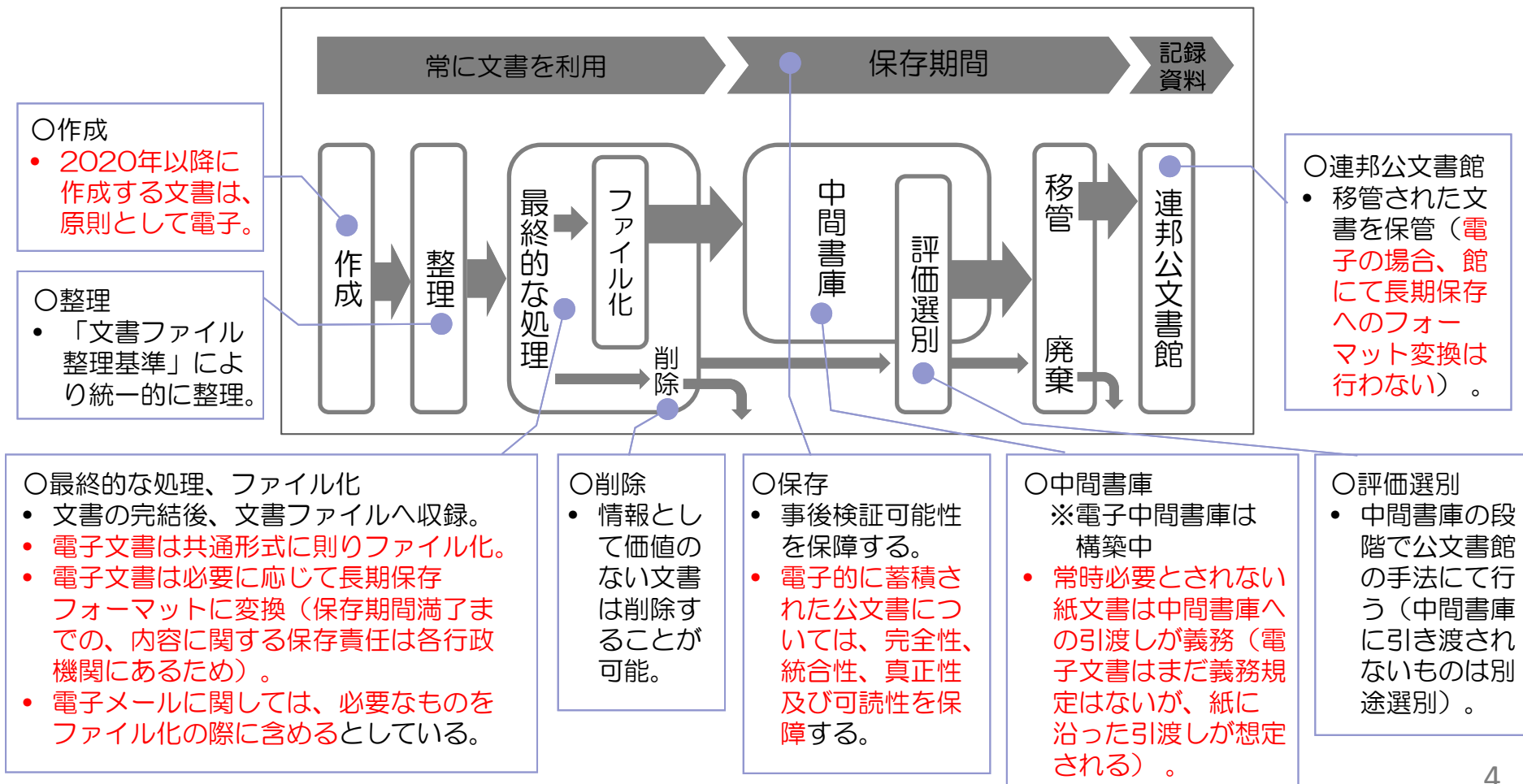
- 紙の中間書庫の考え方を電子公文書でも活用することが合理的とのことから、2017年改正の連邦公文書館法に電子中間書庫に関する内容が盛り込まれた。
- 現在、システムを構築中。2020年に運用開始予定。

3. 公文書管理の電子化における法制度等



4. ドイツにおける公文書管理の流れ

- 中間書庫に引渡す前（決裁などを含む）については各連邦政府機関のルールにて運用・管理し、統一的には行われていない。
- 中間書庫に引渡した後は、連邦公文書館の管理のもと、連邦政府機関で統一的な管理が行われる。



5. ドイツと日本における電子公文書の管理

	電子文書の管理の流れ	ポイント
日本		<ul style="list-style-type: none"> 文書管理システム、各行政機関で保有する共有フォルダ等にて分散的な管理。 電子決裁の仕組みに関しては、各行政機関にて共通の仕組みを整備（一部例外を除く）。 <u>決裁については統一的な管理をしつつ、各行政機関の業務に適した管理が可能。</u>
ドイツ		<ul style="list-style-type: none"> <u>常時必要とされない紙の公文書は、中間書庫に引渡し（義務）、統一的な管理がなされる。電子公文書も今後、紙に沿った引渡しが想定される。</u> 常時必要となる公文書は、各機関でのルールに委ねられる。